

ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会
連合会公式
キャラクター
ユキマサくん



第3話

『茨城家の相続③～相続人に行方不明者がいる場合～』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な相談事例・法令知識や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

(前回までのあらすじ：茨城よし子さんは、亡き義父の茨城一郎及び亡き夫の茨城孝一郎の相続手続を、行政書士のくらし先生に依頼しましたが・・・実は、よし子さんの二男・茨城一雄さんは、20年間行方不明だったのです。)

※詳細は、前号までの「行政いばらき」を、茨城県行政書士会HPでもご覧いただけます。

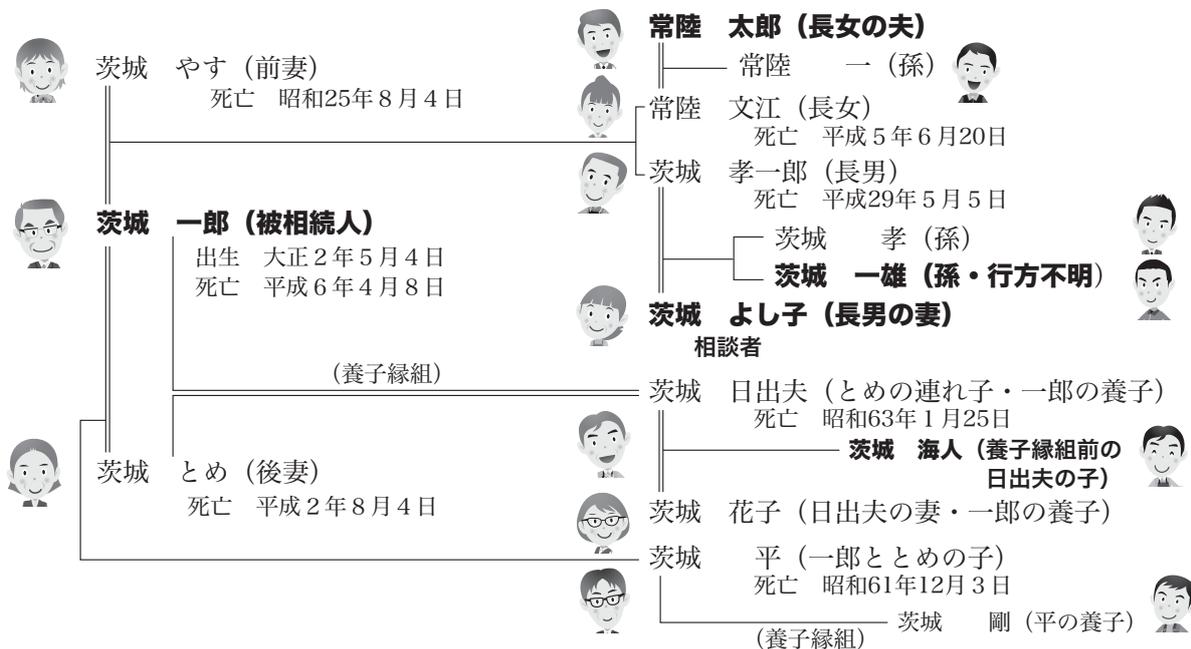
相 = 相談者 **行** = 行政書士

相 もう、20年くらい前かしら・・・私たち夫婦と同居していた二男の一雄が、結婚したいと言う女の人を連れてきたのですけど、主人に反対されて、怒って出て行っちゃって、それきり全く音信不通なんです。

行 えっ、二男さんが20年間も音信不通ですか・・・二男の一雄さんは、お義父さんの茨城一郎さんの相続手続では孫として、ご主人の茨城孝一郎さんの相続手続では子として、両方とも相続人です。ですから、それぞれ遺産分割協議書に二男の一雄さんの押印が原則として必要ですよ。

相 そうなのですね。知人から、一雄の本籍地の市役所で、『戸籍の附票』というのを取れば、引っ越した先の住所がわかると教えて、取り寄せました。そこに載っていたアパートの部屋を訪ねましたが、その部屋はもう空き部屋でした。最近も調べましたがやはり行方知れずです。このまま相続人の一雄が行方不明だと、相続手続はできないのでしょうか？

被相続人 茨城 一郎 相続関係説明図



困り果てた表情でたずねる茨城よし子さんに、くらし先生は答えました。

行 相続人の中に行方不明者がいる場合、**家庭裁判所に不在者財産管理人選任を申し立てて、不在者財産管理人が行方不明者の代わりに遺産分割協議に参加することで、相続手続きができますよ。家庭裁判所で不在者財産管理人選任申立の相談をしてみてください。**

相 そうですか！わかりました。家庭裁判所に行ってみます。

日をあらためて、くらし事務所に現れたよし子さんの話によると・・・

相 家庭裁判所では、**戸籍の附票の最後の住所に簡易書留を出して、受け取られずに郵便局から『あて所に尋ねあたりません』という押印がなされて戻ってきた封書を提出するよう**に言われたので、そうしました。

行 では、不在者財産管理人選任はなされたのですか？

相 ところが、その後、裁判所に相当期間待たされまして、なんでも、裁判所から警察署へ照会をかけてくれたそうです。そうしましたら、なんと、一雄が運転免許の更新をしていて、その際にわかった一雄の新住所を教えてください!!

行 えっ！本当ですか？

相 裁判所からは、**所在がわかった以上、不在者財産管理人選任はできないから、自分で一雄に手紙などで連絡を取ってください**と言われました。くらし先生、**どんな手紙を書いたらいいかしら？**

行 うーむ、、、わかりやすく一目でパッと読めるように、ハガキで、宛名書きのある面の下半分に、お母さんの直筆で書いてみては？文面は、そうですね、『一雄、お父さんが亡くなったので、○月○日までに、お母さんの携帯電話に必ず電話して下さい。母より。署名、住所、携帯電話番号090-xx』のような感じで。ご連絡があるよう、心から願っています。

後日、嬉しいことに、茨城よし子さんが、満面の笑みで、二男の一雄さんを連れてくらし事務所を訪れ、無事に、亡茨城一郎及び亡茨城孝一郎の遺産分割協議書に署名押印と印鑑証明書もらうことができ、めでたく、茨城家の相続手続きは完了しました。

「最近、二男の一雄さんも度々実家に顔を出してくれるようになったそうだよ。良かったね、ユキマサ君」と、よし子さんと農家を継いでいる長男の孝さんから、その後届けられた新鮮なお野菜とお手紙を見ながら、くらし先生はいたく満足気でした。

一方、ユキマサ君は、「それで、一雄さんと、結婚を反対された女の人とはどうなったの?!」と少々気になっていたのでした・・・。



行政書士
くらしもる
('くらし事務所'
で働く行政書士。
独身。)

(文：石神 敦子)